

## 中央労働委員会「八王子掲示物撤去事件」勝利命令に対する見解

12月12日、中央労働委員会は「八王子掲示物撤去事件」について、会社の不当労働行為を認定する命令を交付した。東京都労働委員会に引き続き、またもや第三者機関によってJR東日本会社の異常な労務政策は否定された。

コンプライアンスを標榜するJR東日本は直ちに異常な職場管理を是正し、中央労働委員会命令を即時遵守すべきである。

中央労働委員会は会社に対し、「拝島運転区分会・豊田電車区分会の掲示板から掲示物を撤去し、また、撤去の通告をしたこと。東所沢電車区分会に掲示物の撤去を通告したことは、いずれも不当労働行為である」と認定した。その上で「今後、このような行為を繰り返さないよう留意します」と富田社長名で千葉中央執行委員長宛に文書を作成、交付することを命令した。

命令書の中では、掲示物という組合の情宣活動の重要性を説き、掲示物の「撤去等に当たり組合に対し相応の説明と協議」を行うべき、とその必要性を説いている。また、労使間で組合掲示板貸与の労働協約が締結されている以上、「労働組合の組合掲示板利用の権利を侵害し、同協約による正常な集団的労使関係秩序を害するものとして、それ自体で労働組合の弱体化を招くおそれがある不当な行為といえ、支配介入に該当する」と認定したのである。このことは、労働組合と使用者との間に実質的な対等性を保障するため、使用者による組合弱体化のおそれのある行為を禁止する労働組合法第7条第3項に基づき、会社による不当な支配介入であると認定したことに他ならない。

さらに、中央労働委員会の判断基準は、これまでの会社側の様々な主張を大きく退け、「掲示物の撤去要件該当性のみならず、その性格、その掲示当時の労使事情等諸般の事情も踏まえて総合的に判断すべき」とした。このことは、会社が一方的に労働協約を蔑ろにしている現在の職場活動の規制と排除そのものが異常であることを指し示したものである。

他方、組合の団結を乱し統制手続を行う機関決定を組合員に対し伝達することは、「組合の団結ないし団結統制に関する内容の情宣」であり、労働組合の自主的な運営の範囲として、労働組合の団結権を認める判断が出されたのである。

会社は自らの過ちを認め、第三者機関の命令を遵守し、正常な労使関係の構築に全力を傾注すべきである。そして、職場活動への規制・排除を直ちにやめるべきである。

私たちは、この勝利命令を基礎にして、全職場からJR東労組の分会活動を推し進め、責任追及から原因究明への安全哲学に基づいた職場風土と、現場第一主義、そして人間尊重企業を取り戻さなくてはならない。

JR東労組運動の源泉は分会である。JR東労組運動の正当性を全組合員とともに確認し、中央労働委員会の勝利命令をバネに、その他事件の勝利を目指し、全12地本一丸となって職場からの闘いを強化していこうではないか。

正常な労使関係を取り戻すまで全組合員で団結してたたかい抜こう！

2012年12月12日  
東日本旅客鉄道労働組合